

(様式 1)

令和 8 年 1 月 30 日

オープンカウンター参加者 殿

独立行政法人海技教育機構
総務部会計課長

見積依頼書

下記事項について見積書を提出願います。

記

1. 件名 各練習船向け衛生用品等の購入（単価契約）
2. 履行又は納入期間 契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで
3. 履行又は納入場所 仕様書「3. 調達品の納入場所及び納入時期」のとおり
4. 見積書提出場所

独立行政法人海技教育機構総務部会計課調度係

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 20 階

メールアドレス keiyaku-honbu★jmets.ac.jp

※スパム対策のため、上記「★」記号を「@」に置き換えてください。

5. 見積書提出期限
令和 8 年 2 月 6 日 17 時 00 分
6. 見積合せ日時
令和 8 年 2 月 9 日 11 時 00 分
7. その他
 - (1) 郵便又は電子メール及び許可された民間事業者による信書の送達による見積書の提出も認める。
 - (2) 課税事業者にあっては、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
 - (3) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがある。
 - (4) 本件参加にあたっては、「独立行政法人海技教育機構 オープンカウンター方式実施について」及び仕様書等を熟読すること。
 - (5) 本件の仕様に関する質問は、独立行政法人海技教育機構総務部会計課にて受け付ける。

以上

各練習船向け衛生用品等の購入（単価契約）
「仕様書」

令和8年4月

独立行政法人 海技教育機構

1. 調達品

別紙「内訳書」のとおり。

ただし、品名及び規格については同等品又は同等品以上のものを認めることとするが、納入前に担当者に事前確認を行い、了承を得ること。

2. 契約期間

契約日～令和9年3月31日

3. 調達品の納入場所及び納入時期

①納入場所は、練習船日本丸、

練習船海王丸、

練習船大成丸、

練習船銀河丸、

練習船青雲丸

とし、各練習船に直接納入することとする。

また、接岸する岸壁については、東京港若しくは神戸港を基本とするが、変更する場合がある。詳細は決定次第受注者に連絡することとする。

②納入時期は、第1回目を令和8年6月下旬まで、

第2回目を令和8年9月下旬まで、

第3回目を令和8年12月下旬まで、

第4回目を令和9年3月下旬まで

を基本とするが、変更する場合がある。詳細は決定次第受注者に連絡することとする。

4. 調達品の使用期限

納入日より1年以上とする。

5. 立会検査

受注者は、調達品納入の際、各練習船の検査職員とともに品目、数量及び使用期限等の検査を行うものとする。

6. 保障及び費用負担

調達品の納入に関する諸費用は受注者の負担とする。また、明らかに誤納と思われる次の場合、その交換に際して発生する諸費用は受注者が負担し、無償交換に応ずることとする。

(1) 規格・品質が異なる場合

(2) 数量が異なる場合

(3) 使用期限が1年に満たない場合

ただし、製品の特性上やむを得ない物を除く。

(4) その他、契約者間協議のうえ受注者がその非を認める場合

7. 担当職員

海技教育機構航海訓練部船員課 保健担当 小田 浩二

8. 支払い方法

適法な請求書受理後、30日以内に銀行振り込み。

9. その他

本仕様書の内容で疑義が生じた事項については、海技教育機構総務部会計課担当者及び航海訓練部船員課担当者と協議するものとする。

令和8年度衛生用品単価契約内訳書

品名	規格	基準量		単位	予定量	備考
		法定	摺			
1 咽頭綿棒	のどぬーる綿棒15本入		5箱	箱	1	
2 純棒	白十字FCパック入綿棒 120本入		5箱	箱	7	
3 静脈用うつ血帶	ブレメータ	1個	2個	箱	1	
4 駆血帶	エスマルヒ	1個	2個	箱	1	
5 舌圧子	木製ディスコ 100枚入	2個	2箱	箱	7	
6 腕マクラ	V字ホールドタイプ 180x240x90mm	1個	1個	箱	1	
7 診療衣	ポリエステル65%、綿35%	2枚	2枚	枚	1	
8 電子体温計	シチズンCT422	3個	5個	個	2	
9 電子体温計(電池)	LR-41		5個	個	14	
10 非接触赤外線体温計	スマートサーキ FS-700W		1個	個	1	
11 緑球壺	SR-441 9φ×5cm		2個	個	1	
12 万能壺	SR-433 125cc 寸法 7.7φ×7.5cm		2個	個	1	
13 ヘルスメーター	タニカワアナログヘルスメーター	1個	1個	個	1	
14 中濃度酸素マスク	ロングタイプ酸素チューブ付 10個入 1040		10個	個	1	
15 高濃度酸素マスク	酸素チューブ付 10個入		10個	個	1	
16 エアーウエイ	大	1個	1個	個	2	
17 エアーウエイ	中	1個	1個	個	1	
18 ベンライト	ノック式LED 0-9521-11	1個	1個	個	1	
19 ポケットマスク	一方向弁・ソフトケース入		1個	個	1	
20 保冷具	アイスソフツ 150×308×25mm		5個	個	4	
21 冷却シート	熱さまシート 大人用 12枚入		5箱	箱	10	
22 瞬間冷却剤	ひえっべ 20個入		1箱	箱	1	
23 清浄綿	ビナコット50包入		2箱	箱	2	
24 タオル	白地 12枚入	2枚	1束	束	1	
25 パスタオル	白地 (740×1340)		5枚	枚	1	
26 ディッシュペーパー	ディッシュペーパー 1箱200組 5箱/束		10箱	箱	11	
27 ナプキン	ソフィはだおもい羽つき21cm 26枚		1箱	箱	1	
28 吸収	洗浄ブラシ付 プラスチック	2個	2個	個	1	
29 水嚢	ナビアイスバッグ ブルー M 22CM	2個	2個	個	1	
30 水枕	ダブルロープ水枕L(普及型)1L	2個	2個	個	1	
31 湯たんぽ	天然ゴム 2L キャップ付		2個	個	1	
32 保温剤	ホッカイロ(貼らないタイプ) 10P	3個	2箱	箱	2	
33 血糖測定用リーダー	メディセーフフィット MS-FR201B		1個	個	1	
34 穿刺針	メディセーフファインタッチディスコ 1.5MM MS-FD15030 30入		1箱	箱	2	
35 採尿カップ	検査用コップ KC-200 100個入	2個	1箱	箱	1	
36 ベノジェクトII 真空採血管(滅菌済)	VP-DK052K 2ml×100本		1箱	箱	1	
37 ベノジェクトII採血針S(フランジパックタイプ)	MN-HD2138MF 100セット		1箱	箱	1	
38 C e l l t a c 真空採血管	全自动血球計数器用 EDTA-2K 2ml 100本入		1個	箱	1	
39 シュアシールドS V採血セット21G	エチレンオキサン+ガス滅菌済 20セット入		1式	箱	1	
40 記録紙	RQW58-2 10巻		1箱	箱	1	
41 アイソトナック・3(希釈液)	MEK-640 5L		1個	箱	1	
42 クリナック(洗浄液)	MEK-520 5L		1個	箱	1	
43 クリナック・3(洗浄液)	MEK-620 5L		1個	箱	1	
44 ヘモライナック・3N	MEK-680A 500ml		1個	箱	1	
45 緑球(未滅菌)	Na10 50g		1個	箱	1	
46 緑球(未滅菌)	綿球 #14 50G		1個	個	1	
47 緑球(未滅菌)	綿球 #20 50G		1個	個	1	
48 緑球(滅菌済)	白十字 TMカップ入綿球(滅菌済) S14-10球-20個EB Sカップ		1箱	箱	2	
49 緑球(滅菌済)	白十字 TMカップ入綿球(滅菌済) S20-10球-20個EB Sカップ		1箱	箱	2	
50 緑球(滅菌済)	白十字 TMカップ入綿球(滅菌済) S25-5球-20個EB Sカップ		1箱	箱	2	
51 脱脂綿	500g	500g	1個	個	1	
52 アルコール含浸綿	ステリコットα 60枚 (川本産業)		1箱	箱	4	
53 カット綿	ソフトテラメン滅菌30枚×20袋		1個	個	2	
54 ガーゼ	30cm×10m	50m	5個	個	1	
55 挿入ガーゼ	1.5号 1.5cm×40m 10本入り		1箱	箱	1	
56 減菌ガーゼ	ケアガーゼN2 減菌済 4ツ折5枚/20袋		1箱	箱	3	
57 ケーパイン	5cm×5cm 100枚袋入 №7061		2個	個	1	
58 ケーパイン	7.5cm×7.5cm 100枚袋入 №7064		2個	個	1	
59 ケーパイン	7.5cm×10cm 100枚袋入 №7065		2個	個	1	
60 ケーパイン(滅菌済)	5cm×5cm 各1枚袋入100袋入 №7161		2個	個	7	
61 ケーパイン(滅菌済)	7.5cm×7.5cm 各1枚袋入100袋入 №7164		2個	個	7	
62 減菌パック	7cm×200m SR-070		1個	個	1	
63 減菌パック	10cm×200m SR-100		1個	個	1	
64 減菌パック	15cm×200m SR-150		1個	個	1	
65 消毒セット	イワツキ SAタイプ 12セット入		2箱	箱	4	

品名	規格	基準量 法定搭載	単位	予定量	備考	
					箱	1
66 脊薬壺	5g (プラ壺) 100個	適宜	1箱	箱	1	
67 脊薬壺	10g (プラ壺) 100個		1箱	箱	1	
68 薬袋 (内用)	中 100枚	100枚	4束	束	1	
69 薬袋 (内用)	大 100枚		2束	束	2	
70 薬袋 (外用)	中 100枚		50枚	束	1	
71 救急紛創膏	オーキュバンS 病院用300枚		6箱	箱	12	
72 救急紛創膏	オーキュバンM 病院用200枚		6箱	箱	12	
73 救急紛創膏	オーキュバンL 病院用100枚		4箱	箱	9	
74 紛創膏	マイクロポアサージカルテープ 12.5mm×9.1m 24巻		10個	1箱	2	
75 紛創膏	マイクロポアサージカルテープ 25.0mm×9.1m 12巻			1箱	箱	2
76 伸縮サージカルテープ	エラテックス 10号 10.0cm×5m 3巻入り			1箱	箱	3
77 非伸縮サージカルテープ	トランスポンサージカルテープ(125mm×9m 24巻)1527-0			1箱	箱	2
78 デルマボア ドレッシング	1号 100枚 №11991	油紙又はボリシート 50枚	1箱	箱	2	
79 デルマボア ドレッシング	2号 50枚 №11992		1箱	箱	2	
80 デルマボア ドレッシング	3号 50枚 №11993		1箱	箱	2	
81 デルマボア ドレッシング	4号 20枚 №11994		1箱	箱	2	
82 デルマボア ドレッシング	5号 20枚 №11995		1箱	箱	2	
83 デルマボア ドレッシング	6号 20枚 №11996		1箱	箱	3	
84 デルマボア ドレッシング	7号 20枚 №11997		1箱	箱	3	
85 カルトスタッフ	K-00432 5cm×5cm 10枚入		1箱	箱	3	
86 防水フィルム50mm	カテリーブラス ロール 50mm×10m		1箱	箱	4	
87 防水フィルム100mm	カテリーブラス ロール 100mm×10m		1箱	箱	3	
88 防水フィルム150mm	カテリーブラス ロール 150mm×10m		1箱	箱	3	
89 プラスモイスト	瑞光 プラスモイストV 200mm×250mm		1袋	袋	2	
90 伸縮包帯	エスパタイ 5cm×9m 10巻入	巻軸:4号・6号 各3反 伸縮:適宜	1箱	箱	2	
91 伸縮包帯	エスパタイ 7.5cm×9m 10巻入		1箱	箱	1	
92 伸縮包帯	エスパタイ 9cm×9m 10巻入		1箱	箱	1	
93 弹力包帯	アップタイ 7.5cm×4.5m 10巻入		1箱	箱	1	
94 弹力包帯	アップタイ 10cm×4.5m 10巻入		1箱	箱	1	
95 ネット包帯サージフィックス	サージフィックス 0.5号		1箱	箱	1	
96 ネット包帯サージフィックス	サージフィックス 2号		1箱	箱	1	
97 ネット包帯サージフィックス	サージフィックス 4号		1箱	箱	1	
98 ネット包帯サージフィックス	サージフィックス 6号		1箱	箱	1	
99 ネット包帯サージフィックス	サージフィックス 7号		1箱	箱	1	
100 三角巾	105×105×150	3個	10個	個	1	
101 指サック	指サックNO5 細 2個入	適宜	3箱	箱	1	
102 指サック	指サックNO4 中短 2個入		5箱	箱	1	
103 指サック	指サックNO2 太短 2個入		4箱	箱	2	
104 指サック	指サックNO1 太長 2個入		2箱	箱	1	
105 眼帯	貼れる眼帯 3個入		10個	1箱	5	
106 耳帯	ニチバンネット包帯 NO30	2個	10個	個	1	
107 頸部固定用副子	アルケアボリネットハードL		1個	個	1	
108 頸部固定用副子	エースカラーソフト Sサイズ		1個	個	1	
109 頸部固定用副子	エースカラーソフト Mサイズ		1個	個	1	
110 頸部固定用副子	エースカラーソフト Lサイズ		1個	個	1	
111 鍋骨固定帯	クラビックルバンド・II M		1個	個	1	
112 鍋骨固定帯	クラビックルバンド・II L 17542		1個	個	1	
113 胸部固定帯	バスト・ハンドエース(M)		1個	個	1	
114 胸部固定帯	バスト・ハンドエース(L)		1個	個	1	
115 腹帯(腹巻き)	ソフベル1号 Lサイズ(イワツキ)		2個	個	1	
116 腰部固定帯	アルケアサクロワイトDX(Mサイズ)	適宜	2個	個	2	
117 腰部固定帯	アルケアサクロワイトDX(Lサイズ)		2個	個	3	
118 サポーター	保温シームレスサポーター もも・ひざ用L 17041 アルケア		5個	個	3	
119 サポーター	保温シームレスサポーター ひじ用 17031 アルケア		3個	個	1	
120 サポーター	保温シームレスサポーター 手首用 17011 アルケア		5個	個	1	
121 サポーター	保温シームレスサポーター 足首用 17081	適宜	5個	個	3	
122 サポーター	イワツキ 保温デラックス膝用 M		3個	個	1	
123 サポーター	イワツキ 保温デラックス膝用 L		3個	個	1	
124 サポーター	イワツキ 保温デラックス肘用		3個	個	2	
125 四肢用固定副子	サムスプリント スタンダードロール型副子		3個	個	1	
126 アルミ副子(手指用)アルケア	8号 カエル型 12枚	適宜	1箱	箱	1	
127 アルミ副子(手指用)アルケア	9号 トンボ型 12枚		1箱	箱	1	
128 バイトブロック	プラスチック製 白色(10個入)		1箱	箱	2	
129 ギブス用綿包帯	オルテックス 青3製 10cm×4.5m 18巻		1箱	箱	1	
130 ギブス凝結包帯	プラスランギブス3製 10cm×4.5m 5~8分18巻		1箱	箱	2	
131 テーピングテープ	パトルウィン非伸縮タイプ C-19F 2巻入	適宜	2個	個	4	
132 テーピングテープ	パトルウィン非伸縮タイプ C-25F 1巻		4個	個	6	
133 テーピングテープ	パトルウィン非伸縮タイプ C-38F 1巻		4個	個	6	
134 テーピングテープ	パトルウィン非伸縮タイプ C-50F 1巻		2個	個	4	
135 テーピングテープ	パトルウィン伸縮タイプ E-50F 1巻		2個	個	3	

品名	規格	基準量		単位	予定量	備考
		法定	搭載			
136 サフィード ネラトンカテーテル	先端開口1孔式 22Fr 50本入 SF-NT2213OS	1本	10本	本	1	
137 サフィード ネラトンカテーテル	先端開口1孔式 24Fr 50本入 SF-NT2413OS	1本	10本	本	1	
138 サフィード ネラトンカテーテル	開口2孔式 14Fr 50本入 SF-ND1410	1本	10本	本	1	
139 サフィード ネラトンカテーテル	開口2孔式 14Fr 50本入 SF-ND1432S	1本	10本	本	13	
140 サーフィンシリコーンハーネス カテーテル	14Fr SF-BS1405D 10本入(規格変更)		1箱	箱	2	
141 閉鎖式導尿バック	ウロガードプラスUD-BE3112P 2000mL		2組	組	7	
142 トロッカルカテーテル	16Fr SF-TC1626N 1本入 アーガイア561016		2本	本	4	
143 トロッカルカテーテル	20Fr SF-TC2040N 1本入 アーガイア561020		2本	本	3	
144 トロッカルカテーテル	24Fr SF-TC2440N 1本入 アーガイア561024		2本	本	3	
145 トロッカルカテーテル	28Fr SF-TC2840N 1本入 アーガイア561028		2本	本	5	
146 センチネルシール コンパクトCDU	1個毎滅菌二重包装 5個入 アーガイア571562		2個	個	1	
147 閉鎖式排液バック	アルカイア排液バッグ 2000ML 5枚 15841		1個	個	1	
148 ドレナージバック	1000ML×10個		2個	個	2	
149 胃管カテーテル(二重管タイプ)	18Fr 50本入り SF-GX1820	1本	2本	本	13	
150 ゴム製胃管	10号 2本/袋×5袋		1袋	袋	1	
151 吸引カテーテル	14Fr SF-SE1414R 50本入		10本	本	13	
152 吸引カテーテル	12Fr SF-SE1235R 50本入		10本	本	13	
153 C.Vカテーテル・キット	1716-20WP 50cm 10本入		2本	本	3	
154 シリンジ 注射針付	2.5mL 23G 100本 SS-02SZ2325		1箱	箱	1	
155 シリンジ 注射針付	5mL 22G 100本 SS-05SZ2232		1箱	箱	1	
156 シリンジ 注射針付	10mL 22G 100本 SS-10SZ2232		1箱	箱	1	
157 シリンジ	1mL 100本(予防接種用)		1箱	箱	1	
158 シリンジ	20mL 50本 SS-20ESZ10		5本	1箱	1	
159 シリンジ	50mL 20本 SS-50ESZ10		1箱	箱	1	
160 注射針	18G 100本入 NN-1838R		1箱	箱	1	
161 注射針	23G 100本入 NN-2332R		1箱	箱	1	
162 注射針	27G 100本入 NN-2725R		1箱	箱	2	
163 留置針	サーフローフラッシュ 20G 50本 SR-FS2032		1箱	箱	2	
164 留置針	サーフローフラッシュ 22G 50本 SR-FS2225		1箱	箱	1	
165 留置針	サーフローフラッシュ 24G 50本 SR-FS2419		1箱	箱	1	
166 留置針	サーフローフラッシュ 18G 50本 SR-FS1832		1箱	箱	1	
167 カテラン針	23G 100本 NN-2360C		1箱	箱	3	
168 スパイナル針	トップスパイナル針 23G 70MM 02033		1箱	箱	2	
169 スパイナル針	トップスパイナル針 25G 70MM 02035		1箱	箱	3	
170 輸液セット(糞付静注針付タイプ)	23G 50セット TI-U350P3	5組	1箱	箱	5	
171 延長チューブ付三方活栓	ロックコネクター付 25セット TS-WR1725L		1箱	箱	2	
172 手術用手袋 6.5	エンブレム手術用手袋ノンラテックス サイズ6.5 20双	2組	4双	双	8	
173 手術用手袋 7.0	エンブレム手術用手袋ノンラテックス サイズ7.0 20双		4双	双	7	
174 手術用手袋 7.5	エンブレム手術用手袋ノンラテックス サイズ7.5 20双		4双	双	4	
175 手術用手袋 8.0	エンブレム手術用手袋ノンラテックス サイズ8.0 20双		4双	双	5	
176 手術帽	ポリエステル100% 後ヒモ式 ブルー		2枚	10枚	双	1
177 手術マスク	綿100% フリーサイズ ブルー		1枚	5袋	枚	1
178 手術上着	男子上衣 綿100% (M又はLサイズ)		2個	個	1	
179 手術下着	男子ズボン 綿100% (M又はLサイズ)		2個	個	1	
180 手術上着	女子上衣 綿35% ポリエステル65% (M又はLサイズ)		2個	個	1	
181 手術下着	女子パンツ 綿35% ポリエステル65% (M又はLサイズ)		2個	個	1	
182 減菌ガウン	減菌サージカルガウン L	1枚	4個	個	6	
183 ブルードドレープ	SD9012NW 900×1200 10枚	1枚	1袋	袋	2	
184 ブルードドレープ	RBD-66H6NW 600×600 φ63 10枚	2枚	1袋	袋	2	
185 ブルードドレープ	RBD-66H9NW 600×600 φ90 10枚		1袋	袋	2	
186 ブルードドレープ	RBD-99H12NW 900×900 φ120 10枚		1袋	袋	1	
187 ディスポザブルスカルベル	No.10 円刀 20本		2個	1箱	箱	1
188 ディスポザブルスカルベル	No.11 尖刀 20本		1個	1箱	箱	2
189 ディスポザブルスカルベル	No.15 極小円刀 20本		1箱	箱	1	
190 硬質縫合糸	No.3 白 10m 10本袋入	1把	1箱	箱	4	
191 硬質縫合糸	No.4 白 10m 10本袋入		1箱	箱	2	
192 縫合用テープ	ファスナートFN0476 4MMx76MM 4本x30袋		1箱	箱	2	
193 縫合用テープ	ファスナートFN0676 6MMx76MM 3本x30袋		1箱	箱	2	
194 外科用強弯角針	No.1 1/2サークル 角針 バネ穴	20個	1箱	箱	2	
195 外科用強弯角針	No.2 1/2サークル 角針 バネ穴		1箱	箱	2	
196 外科用強弯丸針	No.1 1/2サークル 丸針 バネ穴		1箱	箱	1	
197 外科用強弯丸針	No.2 1/2サークル 丸針 バネ穴		1箱	箱	1	
198 外科用弱弯角針	No.0 3/8サークル 角針 バネ穴		1箱	箱	2	
199 外科用弱弯角針	No.1 3/8サークル 角針 バネ穴		1箱	箱	1	
200 外科用弱弯丸針	No.0 3/8サークル 丸針 バネ穴		1箱	箱	2	
201 外科用弱弯丸針	No.1 3/8サークル 丸針 バネ穴		1箱	箱	2	
202 針付ナイロン縫合糸	1-0 丸針 FR25-10N3		1箱	箱	1	
203 針付ナイロン縫合糸	4-0 丸針 FR25-40N3		1箱	箱	2	
204 針付ナイロン縫合糸	2-0 角針 F25-20N3		1箱	箱	2	

品名	規格	基準量		単位	予定量	備考
		法定	搭載			
205	針付ナイロン縫合糸 3-0 角針 F25-30N3		1箱	箱	2	
206	針付ナイロン縫合糸 5-0 角針 F25-50N3		1箱	箱	2	
207	針付ナイロン縫合糸 6-0 角針 F14-60N3		1箱	箱	2	
208	気管内チューブ カフ付 スミスメディカル 7.0mm 100/199/070 1本		2本	本	4	
209	気管内チューブ カフ付 スミスメディカル 7.5mm 100/199/075 1本		2本	本	1	
210	気管内チューブ カフ付 スミスメディカル 8.0mm 100/199/080 1本		2本	本	2	
211	気管内チューブ カフ付 スミスメディカル 8.5mm 100/199/085 1本		2本	本	3	
212	気管内チューブ カフ付 スミスメディカル 9.0mm 100/199/090 1本		2本	本	4	
213	経鼻エアウェイ スミスメディカル 6MM 1本 100/210/060 1本		2本	本	2	
214	経鼻エアウェイ スミスメディカル 7MM 1本 100/210/070 1本		2本	本	1	
215	経鼻エアウェイ スミスメディカル 8MM 1本 100/210/080 1本		2本	本	1	
216	経鼻エアウェイ スミスメディカル 9MM 1本 100/210/090 1本		2本	本	1	
217	安全カミソリ (長柄) フェザー ディスポガード 20本入		4本	本	1	
218	安全カミソリ (T字形) 貝印ひげそり用カミソリ T型ゴールドステンレス 10本入		10個	個	1	
219	消毒用手洗いブラシ 黒毛 角型	2個	6個	個	1	
220	アルコール除菌スプレー フィキラーアルコール除菌スプレー 400M		2個	個	2	
221	アルコール除菌スプレー フィキラーアルコール除菌スプレー 付替え 380M		1個	個	2	
222	薬用セッケン 液体ミューズ 250mL	5個	3個	個	1	
223	薬用セッケン 液体ミューズ詰替用 450mL		2個	個	1	
224	衛生サック パリュー1000 1グロス入	12打	1箱	箱	1	
225	マスク サージカルマスク(ホワイト) 50枚入		10箱	箱	3	
226	ディスポーザブルシーツ 検診用ロールシーツ・防水シーツ48cm×36m 120枚		1箱	箱	3	
227	感染防止用手袋 M ニトリル手袋 サイズ M 100枚入り	100枚	5箱	箱	3	
228	感染防止用手袋 L ニトリル手袋 サイズ L 100枚入り			箱	6	
229	紙タオル 22×23cm 200枚 30個入		1箱	箱	1	
230	消臭剤 お部屋の消臭力(エステ)400ml せっけん		10個	個	1	
231	手洗い石鹼液 アルボース石鹼液 4Kg		8個	個	12	
232	次亜塩素酸ナトリウム溶液 バイゲンラックス 5% 1000mL		12個	個	81	
233	残留塩素測定器試薬 DPDクロスデスター DPDプラス(100錠)		1箱	箱	3	
234	水質検査セット (1年分) 残留塩素50回分・各項目12回分 WH-CLO50		1箱	箱	6	
235	水質検査試薬 残留塩素(5個/1袋)		適宜	袋	0	
236			適宜	袋	0	
237			適宜	袋	0	
238			適宜	袋	0	
239			適宜	袋	0	
240			適宜	袋	0	
241			適宜	袋	0	
242			適宜	袋	0	
243			適宜	袋	0	
244	フェニトロチオン粉剤 スミチオン 1.5% 500g	適宜	10個	個	21	
245	殺鼠剤 デスマア 120g		10個	個	1	
246	殺虫剤 アースジェット 450mL		10個	個	1	
247	ゴキブリ駆除剤 ゴキジェットプロ 450mL		20個	個	1	
248	ゴキブリ捕獲器 ゴキブリホイホイ デコボコシート 5セット		10組	組	1	
249	ハエ取りリボン 5個入		5袋	袋	5	

物 品 購 入 単 価 契 約 書 (案)

1. 件 名 各練習船向け衛生用品等の購入(単価契約)

2. 予定総額 円

(うち消費税及び地方消費税相当額 円を含む)

3. 履行期間 契約日～令和9年3月31日

4. 納入場所 仕様書のとおり

5. 契約保証金 免 除

上記物品の購入にあたり、

発注者 独立行政法人海技教育機構

受注者

として以下の条項により契約する。

(総 則)

第 1 条 受注者は、納入品内訳に記載した物品を、納入日までに納入場所で発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対して契約金額を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 受注者は、この契約によって生ずる権利もしくは、義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(代理人等の変更)

第 3 条 発注者は、受注者の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対しその変更を求めるものとする。

(行政庁に対する手続き)

第 4 条 受注者は、作業について行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続きをするものとする。

(契約金額の変更)

第 5 条 法令の制定若しくは改廃により、予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至った場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、これを変更するものとする。

(納入日等の変更等)

第 6 条 発注者は、その都合により納入日又は納入場所を変更するものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、納入品内訳に記載した単価に基づき、発注者と受注者が協議してその金額を増減するものとする。

(物品の納入及び検査)

第 7 条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書により通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、通知を受理した日から10日以内（以下「検査期間」とい

う。)に、仕様書等に指定した方法その他発注者が適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査が実施できない期間は、これを検査期間に算入しないものとする。

- 3 物品の所有権は、発注者が合格品と認め数量調査を行い検査が終了した時点で、受注者から発注者に移転するものとする。
- 4 前項の所有権移転前に生じた物品の亡失、毀損は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。
- 5 納入品の確認に要する費用及び納入品の確認による物品の変質、変形又は消耗、毀損は総て受注者の負担とする。

(契約金額の支払い等)

第 8 条 発注者は、前条の規定による物品の納入及び検査終了後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内(以下「約定期間」という。)に、受注者に対し契約金額を支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者からの支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、受注者に返付するものとする。この場合において、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を起算するものとする。

(遅延利息)

第 9 条 発注者は、約定期間に内に契約金額を支払わないときは、受注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了日の翌日から起算して支払い当日までの日数に応じ、契約金額に対し、年利 2.5% の割合で算定する。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等、発注者の責によらない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又、遅延利息を支払う日数には、これを含まないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了日の翌日から検査終了日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又、検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その越える日数に応じ、前 2 項の例に準じて算定した金額を受注者に支払うものとする。

(納入期限の延長)

第 10 条 受注者は、納入期限までに納入品内訳に記載した物品を納入することができない場合には、予め遅滞理由及び納入可能日を明示し、発注者に納入期限の延伸承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変、その他受注者の責に帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収するものとする。

(遅滞金)

- 第11条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、契約金額の年3.0%とする。ただし、発注者が既に引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する金額を契約金額から控除するものとする。
- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間の始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。
- 3 第1項の規定により計算した遅滞金の額が100円未満であるときは、遅滞金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(危険負担)

- 第12条 物品の納入前に発注者の責に帰すことのできない事由により納入品内訳に記載した物品に生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。
- 2 天災地変その他の不可抗力により納入品内訳に記載した物品に損害が生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のために必要な臨機の措置を取る等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとし、火災保険等、その損害を補填する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。
- 3 受注者が、納入品内訳に記載した物品に火災保険等を附している場合においては、製造物品等に損害を生じたときにその損害が発注者の責に帰るべき場合であっても、その損害が当該保険によって補填されるときは、その補填額を限度としてこれを受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第13条 発注者は、引き渡された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第14条 発注者は、納入が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、納入しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 五 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第22条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条第1項の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 この物件を納入させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の物件の納入の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に当該契約債権を譲渡したとき。
- 八 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時当該契約の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第19条 受注者は、第5条の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第21条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が納入の完了前に解除された場合において、受注者が既に納入を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分の代金は、発注者と受注者との協議により定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に納入を完了することができないとき。
 - 二 この契約の物件に契約不適合があるとき。
 - 三 第15条又は第16条の規定により、物件の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第15条又は第16条の規定により物件の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 物件の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する業務料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とする。

(相殺等)

第23条 この契約により、発注者が受注者から受けた遅滞金若しくは違約金等、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

- 2 前項の規定により、相殺を行ってもなお発注者において受け取った金額がある場合、又は、発注者が遅滞金又は違約金を徴収する場合には、受注者は発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないとときは、受注者は発注者に対して遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該受け取った金額、遅滞金、又は違約金が1,000円未満の場合には、この限りではない。
- 3 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について、これを準用する。この場合において、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基

づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第26条 発注者は、引き渡された物件に関し、第7条第1項及び第2項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除

(以下この条において「請求等」という。) をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物件の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。

ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

- 第27条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金支払いの日まで年3.0%の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決等)

- 第28条 この契約について、本契約書に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑惑を生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議してこれを解決するものとする。

(秘密の保持)

- 第29条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたって業務上知り得た相互の機密事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

上記契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者と受注者とが各1通を保管する。

令和　　年　　月　　日

神奈川県横浜市中区北仲通5-5-7
発注者　独立行政法人海技教育機構
理 事 長　田島 哲明

受注者